

## I. 教育理念および目標

### 1. 教育理念

国民の健康増進，保健・医療・福祉・教育・就労支援に寄与するために，関連職種と連携し，協力して活動できる質の高い作業療法士を育成する。

この理念に基づき，学校養成施設は，学生が教育目標に示す能力を身につけるよう教育を行う。

### 2. 教育目標

- 1) 作業療法の専門的実践に必要な基礎知識・技術・態度を習得する。
- 2) 作業療法を利用する人の基本的人権を守る倫理観を身につける。
- 3) 作業療法を利用する人の生活歴，社会基盤，価値観，文化などの多様性を尊重できる。
- 4) 主体的および創造的に問題を提起し，それを解決する能力を習得する。
- 5) 関連する人々と連携した取り組みの必要性を理解する。
- 6) 作業療法士の専門的集団の継続的発展のために後輩の育成・指導の必要性を理解する。
- 7) 作業療法の専門的発展のために必要な研究の基礎知識・技術を習得する。
- 8) 作業療法士として地域社会に貢献する能力を習得する。
- 9) 作業療法の国際的な動向を理解し，将来国際的に貢献できる基礎的能力を身につける。
- 10) 豊かな教養を基盤として人間性を豊かにし，作業療法士としての資質を高める努力ができる。

## II 作業療法教育の最低基準

### 1. 教育課程の内容

- 1) 厚生労働省理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下、指定規則）および厚生労働省理学療法士作業療法士学校養成施設指導要領（以下、指導要領），世界作業療法士連盟（以下、WFOT）の教育の最低基準をみたすものとする。
- 2) 構成は基礎分野，専門基礎分野，専門分野を含むものとする。
- 3) 日本における保健・医療・福祉・教育および職業関連制度を反映したものとする。
- 4) 課程修了に必要な科目は，内容が明確に示され，履修順序や時間数が系統的に配置されなければならない。
- 5) 社会の変化や要請に対応するため，教育課程と各科目の内容は定期的に検討しなければならない。
- 6) 教育期間は指定規則により最低3年であるが，日進月歩の保健・医療・福祉・教育および職業関連制度の動向に対応し，量的・質的に作業療法の水準を維持・向上するために，可能な限りより高い水準の高等教育で養成することが望ましい。

## 2. 教育方法

教育方法は知識伝達型，問題解決型，ボトムアップ型，トップダウン型などがある．形態には講義，演習，実習がある．これらを効果的に組み合わせてカリキュラムを構成する．

## 3. 教育内容・教育方法・教育力向上・教育成果・社会貢献に関する評価

教育内容・教育方法・教育力向上（FD等）・教育成果（国家試験合格率・就職率・留年率等）・社会貢献（行政関連事業等への協力・地域住民への協力）に対する学生，教員，および第三者による評価を定期的に行い，改善に努める．

## 4. 作業療法実践教育

- 1) 作業療法実践教育は，利用者を前にして保健・医療・福祉およびその他の領域で実施するものである．
- 2) 作業療法実践教育は，「指定規則で定められている臨床実習（以下，臨床実習）」，および「それ以外の実習（以下，その他の実習）」との組み合わせにより，1,000時間程度を実施する．
- 3) 臨床実習とは，実習指導者の指導の下に，利用者を実際に担当し，作業療法の理論の応用と作業療法の基本的技術（評価，治療・指導・援助などの作業療法計画の立案，作業療法の実施，記録・報告など）を習得するとともに，作業療法部門の管理・運営面を体験するものである．臨床実習は指定規則に定められている18単位を満たさなければならない．また，指導要領に定められた実習施設において実習内容に応じた適切な期間を設け，実習指導者の下で6週間以上の連続した実習を複数回実施する．
- 4) その他の実習の例示  
その他の実習は，3)で述べた臨床実習の他に実施する実習であり，適切な指導者（作業療法士との実習上の連携に基づいた上で，作業療法士以外の職種も含む）の指導の下で行う．内容としては，作業療法と関連のある病院，施設，学校，職場，在宅・居宅（家庭）のような生活の場や，その他の各種の治療・指導・援助の実際を見学あるいは体験・評価すること等が挙げられる．
- 5) 臨床実習にかかわる指導者  
臨床実習の指導者は，『日本作業療法士協会臨床実習の手引き：第4版』（以下，「実習の手引き」）に規定する内容に則り，学校養成施設の実習内容に応じた助言・指導を適切におこなう．なお，臨床実習の指導者は，作業療法士の免許取得後3年以上の者とする．  
臨床実習指導者は，協会主催の臨床実習指導者研修会に参加し，修了したうえで指導に当たることが望ましい．
- 6) 作業療法実践教育施設  
作業療法実践教育は，その形態および内容を満たす適切な施設で行う．臨床実習は指導要領に基づく施設で行うものとする．また，協会の臨床実習指導認定施設であることが望ましい．

## 5. 学校養成施設・設備

指定規則および指導要領，WFOT の教育の最低基準に基づき，学校養成施設・設備について以下の要件を定めた。

### 1) 教員のための設備

教員が教育目的を達成するために必要な施設および教育設備を有する。

### 2) 教育のための予算配分

教育に割り当てられる予算（資金）は，教育理念や目標を維持・発展させ，学生および生徒の教育を行うために十分なものとする。また，寄付金その他の名目で不当な金額を学生や家族などから徴収してはならない。

### 3) 教員配置

教員は，教育課程の内容を達成するために適切な人員および人材を配置する。なお，作業療法士の専任教員については，指定規則に定められている以上の人員とし，作業療法に関連する教育内容を教授できる人材を配置する。教員のうち少なくとも 1 名以上は認定作業療法士であること。

## 6. 作業療法教員の基準

作業療法士の教員数及び資格に関する基準については，指定規則および指導要領に定める「専任教員は，免許取得後 5 年以上作業療法士業務に従事したものであること」に加え，以下の項目を満たすものとする。

### 1) 協会の会員であること

### 2) 協会の定める倫理綱領を遵守し，学生および生徒の模範となること

### 3) 作業療法に関する実践能力を有し，広く柔軟な視点をもつこと

### 4) 保健，医療，福祉，教育，職業などに関する幅広い知識や視野を持つこと

### 5) 教育に関連する知識，技術・技能を有すること

### 6) 教員は自らの資質の維持と向上に努めることとする。

## Ⅲ. 教育水準の審査方法

### 1. 教育課程の認定（審査）

1) 教育課程の認定審査は，本基準および「作業療法士教育の審査基準および審査様式」に基づき「WFOT 認定等教育水準審査委員会」が行う。

2) 学校養成施設は，所定の手続により認可の申請を行う。

3) 審査の結果について理事会の承認を受けた後，基準を満たした学校養成施設は「日本作業療法士協会の認定校」として会員に周知される。また，協会と WFOT のホームページに順次掲載される。

#### IV. 本基準の見直し

一般社団法人日本作業療法士協会作業療法士教育の最低基準は定期的に見直しを行う。また、作業療法士養成の状況に応じて修正・変更などを検討する。

#### V. 資料集

1. 厚生労働省理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則
2. 厚生労働省理学療法士作業療法士養成施設指導要領について
3. 一般社団法人日本作業療法士協会 倫理綱領
4. 作業療法士教育の最低基準対照一覧